

近隣にお住いの皆様
土砂搬出事業者・土砂運搬事業者の皆様

土砂搬入禁止区域の指定について

令和5年12月26日より、相模原市緑区牧野の以下の区域について、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定により**土砂搬入禁止区域**に指定しました。（注：裏面参照）

土砂搬入禁止区域内では、埋立行為者や請負人が反復継続して行う搬入行為だけでなく、トラック運転手等**すべての人による土砂の搬入が禁じられます。**

なお、指定区域内に土砂を搬入した者は、同条例第32条により**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処される場合があります。



【土砂の搬入行為を見つけれられた場合は、以下の連絡先までご連絡ください。】

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター許認可指導課 電話 (042) 784-1111 内線 441
神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課審査グループ 電話 (045) 210-1111 内線 6505



注：令和5年12月25日（神奈川県告示第526号）

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定した。

令和5年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
相模原市緑区牧野のうち、別図に示す位置及び区域 ※ 別図：表面の図面
- 2 土砂搬入禁止区域の面積
7,786 平方メートル
- 3 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和5年12月26日から令和6年6月25日まで
- 4 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域における土砂埋立行為については、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出、その他の災害の発生防止のために必要な措置が講じられておらず、当該区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害する恐れがあると認められるため。